

札幌市子どもの最善の利益を 実現するための権利条例

条 文 解 説

平成21年(2009年)3月
札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課

市政等資料番号
01-G01-08-1384

【目 次】

． 条例の構成	1
． 札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例.....	2
条文一覧	2
条例の付帯決議	7
． 札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（条文解説）.....	8
前文	8
第1章 総則	11
第1条 目的	11
第2条 定義	12
第3条 責務	13
第2章 子どもの権利の普及	15
第4条 広報及び普及	15
第5条 子どもの権利の日	15
第6条 学習等への支援	16
第3章 子どもにとって大切な権利	18
第7条 子どもにとって大切な権利	18
第8条 安心して生きる権利	19
第9条 自分らしく生きる権利	21
第10条 豊かに育つ権利	23
第11条 参加する権利	26
第4章 生活の場における権利の保障	28
第1節 家庭における権利の保障	28
第12条 保護者の役割	28
第13条 虐待及び体罰の禁止等	29
第2節 育ち学ぶ施設における権利の保障	30
第14条 施設関係者の役割	30
第15条 開かれた施設づくり	30
第16条 いじめの防止	31
第17条 虐待及び体罰の禁止等	32
第18条 関係機関等との連携と研修	33
第19条 事情等を聴く機会の設定	33
第3節 地域における権利の保障	34
第20条 地域における市民及び事業者の役割	34
第21条 地域における子どもの居場所	35

第 2 2 条	地域における自然環境の保全	35
第 2 3 条	安全で安心な地域	36
第 4 節	参加・意見表明の機会の保障	37
第 2 4 条	子どもの参加等の促進	37
第 2 5 条	市の施設に関する子どもの意見	38
第 2 6 条	審議会等への子どもの参加	39
第 2 7 条	子どもの視点に立った情報発信等	40
第 5 節	子どものそれぞれの状況に応じた権利の保障	41
第 2 8 条	お互いの違いを認め尊重する社会の形成	41
第 6 節	子どもの育ちや成長にかかわる大人への支援	43
第 2 9 条	保護者への支援	43
第 3 0 条	育ち学ぶ施設の職員への支援	44
第 3 1 条	市民の地域での活動の支援	44
第 5 章	子どもの権利の侵害からの救済	45
第 3 2 条	相談及び救済	45
第 3 3 条	救済委員の設置及び職務	46
第 3 4 条	救済委員の責務等	48
第 3 5 条	救済委員の定数、任期等	51
第 3 6 条	相談及び救済の申立て	53
第 3 7 条	調査及び調整	55
第 3 8 条	調査の対象外	57
第 3 9 条	勧告等の実施	60
第 4 0 条	是正等の要請	61
第 4 1 条	報告及び公表	62
第 4 2 条	活動状況の報告	63
第 4 3 条	調査員及び相談員	65
第 4 4 条	規則への委任	66
第 6 章	施策の推進	67
第 4 5 条	施策の推進	67
第 4 6 条	推進計画	68
第 7 章	子どもの権利の保障の検証	69
第 4 7 条	権利委員会の設置等	69
第 4 8 条	答申等及び市の措置	71
第 8 章	雑則	72
第 4 9 条	委任	72

・子どもの権利 Q & A	73
Q 1 . 「子どもの権利」とは何でしょうか？	73
Q 2 . 子どもの権利条約があるのに、条例が必要な理由は何ですか？	73
Q 3 . 「子どもの最善の利益の考慮」とは、どのような考え方ですか？	74
Q 4 . 国が子どもの権利に関して明確な立法措置を取っていない中で、自治体が条例 を作る意義は何ですか？	74
Q 5 . 条例は条約の趣旨を超えて、条約にない権利を定めているのではないですか？ ...	75
Q 6 . 子どもに条例の趣旨が正しく理解されず、権利の濫用が起こりませんか？	75
Q 7 . 権利ばかりを教えると、子どもは、義務や責任を果たせない我がままな大人に なるのではないですか？	76
Q 8 . 条例には家庭や学校・施設の役割が定められていますが、家庭のしつけや学校 の教育方針に不当に介入することにはならないですか？	76
Q 9 . 救済機関の対象は、「権利の侵害」という幅広い概念ではなく、いじめや虐待 に絞るべきではないですか？	77
Q 10 . 救済機関が関係機関に行う調査は、どのように実施するのですか？	77